関係機関・団体 御中

沖縄県保健医療部長 (公印省略)

医療法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴うガイドラインの作成及び関連通知の改正について

みだしのことについて、令和4年4月1日付けで、医療法施行規則等の一部を改正する省令(以下「改正省令」という。)が公布され、<u>診療用放射線照射装置等を体内に挿入して治療と受けている患者又は診療用放射線同位元素等により治療を受けている患者に関する一般</u>病室等の手続きや基準が定められました。

このたび、厚生労働省から改正省令の施行に伴うガイドラインの作成及び関連通知の 改正について通知があります。つきましては、当該通知を医療政策課HPに掲載します ので、改正内容についてご確認のうえ取り扱いについて遺漏のないよう、よろしくお願 い申し上げます。

記

## 1 改正省令

医療法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第75号)

## 2 改正省令の施行に伴うガイドライン

令和4年9月27日付け事務連絡(医療法施行規則等の一部を改正する省令の施行に 伴う「関係学会等が作成するガイドライン」の周知について

## 3 改正省令の施行に伴う関係通知

令和4年9月27日付け医政地発第0927第2号(医療法施行規則等の一部を改正する 省令の施行に伴う関係通知の改正について)

## 4 HP掲載箇所

沖縄県保健医療部医療政策課HP/厚生労働省関係通知/その他の通知/令和4年10月17日付け保医第582号

沖縄県保健医療部医療政策課企画班 TEL 098-866-2111

Mail aa90603@pref.okinawa.lg.jp